

第56回島根・山口連合海区漁業調整委員会 議事録

令和5年3月15日

於：島根県浜田合同庁舎2階大会議室

島根・山口連合海区漁業調整委員会事務局

第56回島根・山口連合海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時：令和5年3月15日（水） 午後1時15分から
- 2 場 所：島根県浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎2階大会議室
- 3 招 集 者：島根・山口連合海区漁業調整委員会会長 中東 達夫
- 4 開催通知日：令和5年2月14日
- 5 出席委員：島根海区 中東 達夫 山口県日本海海区 濱本 幾男
梅田 信男 吉村 正義
渡邊 恭郎 仁保 宣誠
福島 充 久原 隆義
月森 久樹
- 6 欠席委員：山口県日本海海区 藤田 照夫
- 7 議事事項：第1号議案 令和5年度入漁調整について
その他 島根県漁業調整規則の改正について（情報提供）
- 8 臨席者及び事務局職員

島根県西部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	主任	渡邊 至誠
島根海区漁業調整委員会事務局	事務局長	原 修一
	(兼調整監)	
	主任書記	曾田 一志
	主任書記	渡邊 朋英
	主任書記	佐々木雄基
山口県萩農林水産事務所	主 査	玖村 武史
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	天社こずえ
	(兼調整監)	
	書 記	土井 健一
	書 記	永尾 洋輔
- 9 傍聴人 なし
- 10 付議事項及び審議結果
 - (1)第1号議案 令和5年度入漁調整について
原案どおり承認
 - (2)その他 島根県漁業調整規則の改正について（情報提供）
意見等なし

11 議事の顛末

原事務局長 定刻になりましたので、ただ今から第56回島根・山口連合海区漁業調整委員会を開催いたします。私は、島根海区事務局の原と申します。どうぞよろしく申し上げます。

コロナ禍の影響で4年ぶりの開催であり、その間に委員の改選もございました。新しいメンバーも多くいますので、委員会に先立ちまして、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

各 委 員 (自己紹介)

原事務局長 ありがとうございます。両県の事務局等のメンバーも多くが変わっていますので、順番に自己紹介をさせていただきたいと思います。

事務局・県職員 (自己紹介)

原事務局長 ありがとうございます。それでは初めに、委員会の成立についてご報告をいたします。

当連合海区の委員定数は委員会規程第4条により10名となっております。本日は9名の委員の方にご出席いただいておりますので本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは、当連合海区漁業調整委員会の中東会長にご挨拶をお願いいたします。

中 東 会 長 それでは、本日の委員会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は委員の皆様方には、お忙しいところ、また遠いところご出席いただきまして大変ありがとうございました。また、委員会の日程調整、準備等につきまして、山口島根両県の事務局の皆様方には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。この委員会はコロナの影響も有り、4年ぶりということでございましたけれど、最近はそのコロナもかなりおさまってきておりまして、漁模様を見ましても、少しずつ活気が戻ってきたような気がしております。これから春夏前にかけて両県の漁業の活性化が期待されるところであります。

最近山口島根の県境・入会海域での漁場利用では、以前のようなトラブルはずいぶん減ってきたと伺っておりますけれど、今後とも漁業者間の調整であるとか、本委員会の協議を通じて、両県の秩序ある操業がこれからも継続されることを祈念する次第であります。

最後に本日の委員会におきまして、充実した協議・意見交換が行われることをお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

原事務局長 ありがとうございます。続きまして会長職務代理者であります山口県日本海海区濱本会長にご挨拶をお願いいたします。

濱本職務代理 山口県日本海海区漁業調整委員会の濱本でございます。よろしく申し上げます。当連合海区漁業調整委員会での入漁調整は山口県からの一方入漁ということで、島根県の皆様には大変お世話になっております。今年もトラブルがなく、先日益田にて入漁協定が結ばれたと聞いておりますが、今年も

トラブルがないよう気を引き締め操業するよう指導してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

原事務局長 ありがとうございます。続きまして両県の方から挨拶をお願いしたいと思います。まず島根県西部農林水産振興センター水産部の小谷部長より、ご挨拶をお願いいたします。

小谷部長 島根県西部農林水産振興センター水産部の小谷でございます。開会にあたり島根県の行政を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。両県海区委員の皆様には年度末のお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素より県境海域をはじめとした漁業調整にご尽力いただいていることにつきまして、改めてお礼申し上げます。

さて本日の議題であります。入漁調整ですけれども、先般の調印式に立ち会わせていただき、最近の状況について伺ったところですが、今年の調印式以降、大きなトラブルが発生していないということでした。しかし、まき網やすくい網につきましては、近年漁場形成がなく、操業実績がない状況が続いております。こうした中、令和5年の各漁業の要請隻数は昨年と同数ということで合意されたところです。今漁期におきましては、漁場が形成されまして、好漁に繋がることを祈念しつつ、引き続き円滑に漁場が利用されますことをお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。本日は、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

原事務局長 ありがとうございます。続きまして、山口県萩農林水産事務所水産部玖村主査様よりご挨拶をお願いいたします。

玖村主査 山口県萩農林水産事務所の玖村と申します。委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方をはじめ島根県漁業関係者、そして島根県行政の方におかれましては、島根山口両県の、漁業調整に格別のご尽力を賜りまして、山口県といたしまして御礼を申し上げます。

さて、本県の江崎・須佐地区は、島根県益田市と経済圏をともにしております。陸の上と同じように、海の上でも入会ながら操業しております。そういったことから過去には、いか釣の光力等問題が生じるようなことがございましたけれども、お互いが互譲精神のもと、島根県のご尽力もあり、調整が図られてまいりました。このように、本日、議題に上がっております入漁調整も含めまして、島根山口両県の漁業調整は、まずは漁業者間の信頼関係の上に成り立っていると考えております。県といたしましては、この信頼関係こそが大事でありまして、その関係が毀損しないように、許可証の交付時等の機会を通じて、漁業者への適正操業指導の徹底を努めて参りたいと考えておりますので、本日は慎重なご審議の上、引き続き円満な調整が図られますようお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

原事務局長 ありがとうございます。それでは委員会規程第6条第2項の規定によりまして、会長が議長をすることになっておりますので、以降の議事進行を中

東会長にお願いいたします。

中東会長 それでは早速議事に入らせていただきます。議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を行いたいと思います。委員会の規定によりまして議長が指名することになっております。本日は、島根海区の梅田委員さんと山口県日本海海区会長の濱本委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

梅田委員・濱本委員 (両委員ともに了承)

中東会長 それでは第1号議案の令和5年度入漁調整についてお諮りしたいと思います。令和4年度の入漁実績および令和5年度入漁要望について、一括して説明よろしく申し上げます。

土井書記 資料の1ページをご覧ください。令和5年度の入漁調整についてと、島根海域での入漁状況等についてあります。

当該入漁につきましては、関係する地元漁協間の合意に基づきまして、当連調委のご承認をいただいた上で島根県から許可をいただくという形を、従前からとらせていただいております。今年も先月の9日に地元漁協間で協議が行われておりまして、まき網、すくい網、ひき縄については資料にお示ししたとおり、昨年と同様の期間、操業区域、許可隻数、禁止区域で合意されています。ここで、令和4年度の入漁状況等を触れさせていただきます。表の令和4年度入漁実績の欄をご覧ください。まき網とすくい網につきましては先ほど挨拶の中でもありましたが、近年漁場が形成されないということで、許可申請が行われておりません。ひき縄釣につきましては、14隻の許可をいただいております。冬場にぶりの漁場が益田沖に形成されたということで、許可船の多くが操業を行っております。先月末の時点での水揚げは、ぶりが約2.6t、さわらが約160kgとなっております。

次に入漁にあたっての指導状況ですが、2番目にお示ししていますように昨年の6月6日に関係漁業者に対し、適正操業に関する指導会を行い、違反操業がないように指導を行っております。

最後に、令和5年度の入漁要望隻数につきましては、表の一番右欄にお示ししております。これは本議案の冒頭で説明させていただきましたが、地元漁協間で例年同様、まき網が9統以内、すくい網が5隻以内、ひき縄釣が30隻以内の入漁で合意されており、その範囲内で要望させていただきたいということでございます。なお、裏面に入漁区域、入漁禁止区域の図面を添付させていただいております。審査の参考にしていただければと思います。説明は以上です。よろしくお願い致します。

中東会長 ただいま、事務局より説明がありましたけれど、何かご意見やご質問がございませんでしょうか？

委員一同 (意見質問なし)

中東会長 それでは本件につきましては既に地元同士の調整も終わっているという

ことでございますので、山口県のまき網、すくい網、ひき縄釣漁業の入漁につきまして、それぞれ定められた操業条件において希望隻数の通り承認するというところでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

中東会長 それではこの入漁にあたりまして、円満な操業について関係者に十分配慮をお願いすることといたしまして、承認することといたします。

久原委員 山口県漁協須佐支店の運営委員長をしております久原と申します。本日はお忙しい中、私たちの島根入漁に対する関係協議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今年も漁業者の入漁についてご承認をいただきまして本当にありがとうございます。この入漁は山口県側の一方通行の入漁でございます。これからも漁業者に対し、秩序を守るように指導していたと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。

中東会長 ありがとうございます。以上をもちまして通知した議題については全て終了いたしました。島根海区事務局から情報提供があるということですのでよろしく申し上げます。

渡邊主任書記 島根海区事務局の渡邊です。資料の3ページをご覧ください。このたび島根県で漁業調整規則の一部改正をする予定がございます。この場を借りて隣接する山口県の皆様に情報提供させていただきたいと思いい資料をご用意させていただきました。

1番目に、皆様ご存知の事と思いますが、漁業調整規則とは、漁業法、水産資源保護法の規定に基づく命令でございます。漁業の許可や漁業調整、取締、罰則などの規定を定めた重要な規則でございます。

このたび改正しようと思っている概要が2番目でございます。主に3点ございます。1つ目がひき縄釣漁業を自由漁業化するという、2つ目が特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕の禁止規定の整理を行うというもの、3つ目が簡単な誤字修正のような規定の見直しで、内水面に関わることなので資料は用意していますが説明は省略させていただきます。

3番目の改正内容をご覧ください。1点目のひき縄釣漁業の自由漁業化についてですが、ひき縄釣漁業としいらつけ漁業との調整を図るために昭和50年から、一部のひき縄釣漁業に許可制を島根県では導入してきました。許可制の導入後、約50年が経過しておりまして、しいらつけ漁業が、当時は25～6ヶ統あったのですが、今は実稼働数4ヶ統と、操業隻数が大幅に減少したため、漁場利用調整上のトラブルがほとんどなくなりました。

また、令和2年の漁業法改正に伴い、新規に許可を受けようとする場合は海区委員会への諮問が必要となり、申請期間の公示等の手続きが必要となったため、新規に就業したいという時に操業開始までに長い場合2～3ヶ月かかってしまうようになりました。漁業者から不都合があるので許可制をなくして欲しいと要望を県として受けておりました。

上述のとおり当該漁業を許可漁業としておくことの漁業調整上の必要性がなくなっていること、許可制であるため不利益を被っている漁業者が出ていることなどを勘案しまして調整規則4条を改正しまして、ひき縄釣漁業を自由漁業に戻したいと考えているところでございます。なお、将来予期せぬ調整上の支障が出た場合は海区漁業調整委員会の指示など必要最低限の制限をかけて対応したいと考えているところでございます。

2点目の改正内容ですが、特定水産動植物の採捕禁止規定の整理でございます。現在の禁止規定では資源保護を目的に調整規則の中で、10月11月はあわびの禁漁、5月から8月まではなまこの禁漁期間としています。令和2年の漁業法改正に伴いまして、漁業法第132条の規定により、あわび・なまこは特定水産動植物に指定され、漁業者以外は周年採捕禁止になりました。原則漁業者が漁業権や漁業許可などの然るべき権利に基づき採捕するものしか、当該資源を採捕することが認められなくなりました。これに伴いまして、調整規則による禁漁期間は実質漁業者にだけかかる規定になっております。ですが漁業者にかかる制限は調整規則で一律に規定するのではなく、漁業権免許の内容や漁業許可の制限措置で規制するほうが望ましいと水産庁からアドバイスを受けましたので、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切替に併せて漁業権の免許内容や許可の制限措置で規制するかたちに改めたいというものでございます。言葉で言ってもわかりにくいと思われるので、4ページのイメージ図をご覧ください。令和2年の法改正までは一般の遊漁者も漁業者も全て調整規則で禁止期間を設けてきましたところですが、それが中段、漁業法改正になりまして、一般遊漁者などについては特定水産動植物採捕禁止規定によって、漁業法で上乗せといいますか二重で規制がかかる形になっており、漁業調整規則で禁止しなくても、漁業法で規制されている形になっています。このたびの漁業権の切替に併せまして規則を変えるのと同時に、漁業権の免許の内容や漁業許可の操業の時期で禁止することによって、禁止の内容は変わらないが、規則なのか法なのか許可なのか、どこで禁止するのか、規制する場所を変えることを考えております。

3点目は所要規定の見直しについては内水面のことなので省略しますが、わかりにくい書きぶりになっていた部分をわかりやすく変えます。

4番目、スケジュールのところをご覧ください。一昨日に島根海区漁業調整委員会、昨日は隠岐海区漁業調整委員会がございまして諮問答申を受けたところですが、問題ないとのことで回答を受けており、内水面漁場管理委員会が3月27日に予定されておりました、諮問答申で問題ないとのお答えをいただければ、水産庁への認可申請を早ければ3月末から4月頭ぐらいにしたいと考えております。水産庁から認可を受けられれば、4月末から5月に交付施行できたらと考えております。あわび・なまこの採捕禁止規定については漁業権の一斉切替と併せたタイミングでしか変えることができま

せんので、後追いで9月1日に施行という形で、2段階で発射を予定しております。

こちらからの情報提供は以上であります。この改正に伴いまして先ほど1つ目の議題である入漁調整の1つであるひき縄釣漁業が自由漁業となります。ですが引き続き両漁協間の民民の協定合意に基づきまして円滑な操業が継続されるものと考えております。万が一、自由漁業になることによって、漁業秩序が乱れるということがありましたら、先ほどの説明のとおり、海区漁業調整委員会指示による承認制の導入などで秩序の回復を図りたいと考えておりますので皆様におかれましては引き続きトラブルがないように関係者への指導等についてご配慮、ご協力よろしく願いいたします。

中東会長 説明が終わりましたけれどご質問等がありましたらよろしく願いします。

委員一同 (意見質問なし)

中東会長 それではただいまの件については情報提供でありました。改めて用意しておりました議題は全て終了しましたがせっかくです。委員の皆様あるいは事務局の皆様から質問、ご意見等ございましたらよろしく願いします。

委員一同 (意見質問なし)

中東会長 それでは以上をもちまして委員会を終了いたします。皆様方には円滑な議事の運営にご協力いただきましてありがとうございます。

13時45分閉会

以上議事の顛末を記し、その相違ないことを認証する。

令和5年3月15日

議 長

⑩

議事録署名人

⑩

議事録署名人

⑩

